

## 損害保険代理店の保険料専用口座にかかる預金債権の帰属

伊藤 栄 寿

最高裁判平成一五年二月二一日第二小法廷判決（平成一二年（受）第一一七二号預金返還、仮執行の原状回復及び損害賠償事件）  
民集五七卷二号九五頁（判時一八二六号四七頁、判タ一一一七号二一一頁、金判一一六七号二頁、金法一六七七号五七頁）

## 〈事実〉

昭和五二年一二月九日、訴外A株式会社は、X保険会社（原告、被控訴人、被告）と損害保険代理店委託契約（以下「本件代理店契約」という）を締結し、Xの損害保険代理店となった。

本件代理店契約には、次のような定めがなされていた。①Aは、Xを代理して、保険契約の締結、保険料の收受、保険料領収書の発行等の業務を行う。②Aは、收受した保険料を、Xに納付するまで、自己の財産と明確に区分して保管し、これを他

に流用してはならない。③Aは、Xのために收受した保険料から代理店手数料を控除した残額を、遅滞なくXに納付しなければならぬ。ただし、Aは、あらかじめXの承認を得て、Xが毎月一定の日をもって作成する代理店勘定請求書に従い、上記保険料から代理店手数料を控除した残額を翌月末日までにXに納付する方法により保険料の精算をすることができる。

昭和六一年六月一九日、Aは、Xのために保険契約者から收受した保険料のみを入金する目的で、Y信用組合（被告、控訴人、原告）余市支店に「X代理店A会社B」（Bは個人名）名



一頁参照）が存するものと解する余地が十分にあるものと考えられ、仮にそうでないとしても、本件預金の出捐者はXと認められるのが相当であるとした。

Yは、AがXのために收受した保険料はAのYに対する預金債権の形で存在しているものであるから、保険料に相当する金銭の所有権はその占有とともにYに帰属しており、さらに本件預金の出捐者は預入行為をしたAであるとして、上告した。

### 〈判旨〉 破棄自判。

最高裁は原審の判断を破棄し、第一審判決を取り消した上、Xの請求を棄却した。その理由は次の通りである。

本件事実関係においては、「金融機関であるYとの間で普通預金契約を締結して本件預金口座を開設したのは、Aである。

また、本件預金口座の名称である『X代理店A会社B』が預金者としてAではなくXを表示しているものとは認められないし、XがAにYとの間での普通預金契約締結の代理権を授与していた事情は、記録上全くうかがわれない。

そして、本件預金口座の通帳及び届出印は、Aが保管しており、本件預金口座への入金及び本件預金口座からの払戻し事務を行っていたのは、Aのみであるから、本件預金口座の管理者

は、名実ともにAであるというべきである。

さらに、受任者が委任契約によって委任者から代理権を授与されている場合、受任者が受け取った物の所有権は当然に委任者に移転するが、金銭については、占有と所有とが結合しているため、金銭の所有権は常に金銭の受領者（占有者）である受任者に帰属し、受任者は同額の金銭を委任者に支払うべき義務を負うことになるにすぎない。そうすると、Xの代理人であるAが保険契約者から收受した保険料の所有権はいったんAに帰属し、Aは、同額の金銭をXに送金する義務を負担することになるのであって、Xは、AがYから払戻しを受けた金銭の送金を受けることによって、初めて保険料に相当する金銭の所有権を取得するに至るといふべきである。したがって、本件預金の原資は、Aが所有していた金銭にほかならない。

したがって、本件事実関係の下においては、本件預金債権は、Xではなく、Aに帰属するといふべきである。Aが本件預金債権をAの他の財産と明確に区分して管理していたり、あるいは、本件預金の目的や用途についてAとXとの間の契約によって制限が設けられ、本件預金口座がXに交付されるべき金銭を一時入金しておくための専用口座であるという事情があるからといって、これらが金融機関であるYに対する関係で本件

預金債権の帰属者の認定を左右する事情になるわけではない。」

なお、福田博裁判官は、本件代理店契約には預金契約を締結するための代理権限を授与することも含まれており、本件預金口座はXがAを代理人として開設したものであると解すべきとして、上告を棄却すべきとする反対意見を述べている。

### 〈評釈〉判旨に賛成。

#### 一 本判決の意義

損害保険代理店（以下「代理店」という）が保険料保管のために開設した専用口座の預金債権が、代理店に帰属するのか、それとも損害保険会社（以下「保険会社」という）に帰属するのかについては、これまで下級審裁判例が分かれており、また、学説上も長い間議論が対立してきた。<sup>(1)</sup> 本判決はこの問題に関する初めての最高裁判決として注目される。<sup>(2)</sup>

本判決は、保険会社Xの請求を認容した原判決を破棄し、保険料専用口座にかかる預金債権が代理店Aに帰属するとした上で、Xの預金返還請求を棄却している。従来、多くの学説が、専用口座の預金債権は保険会社の責任財産となるべきであると考えてきたことからすると、本判決の結論を正当化できるかが

問題となる。

また、本判決は普通預金口座にかかる預金債権の帰属に関する最高裁の初めての判断でもある。従来、定期預金についてはあるが、判例は預金の出捐者を基準とする客観説をとっていると考えられてきた。<sup>(3)</sup> これに対して、学説上は、契約解釈による当事者確定の問題とする主観説が有力に主張されてきた。<sup>(4)</sup> また、定期預金については客観説によるが、普通預金については特別な考慮が必要であると主張する学説も存在していた。<sup>(5)</sup>

本判決は、この点、主観説・客観説のいずれに立っているのか明らかではない。また、本判決が考慮した諸事情から、なぜ本件預金債権が代理店に帰属するとの結論が導かれるのか、加えて、考慮された諸事情が相互にどのような関係にあるのかは必ずしも明確とはいえないように思われる。<sup>(7)</sup>

本判決は事例判決ではあるが、多くの保険会社と代理店が保険料の取り扱いについて同様の実務慣行を形成していることから、保険・金融実務に与える影響は大きい。<sup>(9)</sup>

以下では、まず、従来の裁判例および学説が、保険料専用口座の預金債権を誰に帰属するとしていたのかについて検討する。次に、本判決が、いかなる理論構成により保険料専用口座の預金債権の帰属を決めているのか、また、実質的に誰を保護

すべきであると考えているのか、という二点について検討を加える。以上の考察から得られた本判決の構造を前提として、本判決の射程がいわゆる専用口座にも及ぶかを検討し、最後に残された問題を指摘する。

## 二 従来の裁判例

### （1）従来の裁判例

保険料保管のための専用口座にかかる預金債権の帰属が争点となった公表裁判例は三件存在する。

〔1〕東京地判昭和六三年三月二十九日判時一三〇六号一二一頁・判夕六八五号二四八頁および〔2〕東京地判昭和六三年七月二十七日金法一二二〇号三四頁<sup>(12)</sup>は、いずれも同じ代理店の破産に関するものであり、事案はほぼ共通している。代理店Aの破産管財人Yが専用口座をY名義に変更したため、保険会社XがYに対して、専用口座の預金債権がXに帰属することの確認を求めた事件である。

〔1〕〔2〕判決は、ともに、専用口座の預金債権がXに帰属するとしている。〔1〕判決では、当該預金口座はAが開設したものであるが、Aの一般財産から区別された専用口座であり、口座名義にもこのことが明記されていること、口座からの

金銭の引き出しは制限されておりAが流用することはできず、そうした事実がないこと、預金の原資は保険料であり実質的にはXが出捐したのと同視しうべきであることなどが理由とされている。また、〔2〕判決は、保険募集の取締に関する法律により、Aが保険料専用口座の預金を原則として保険料収受以外の目的で使用できないこと、口座に入金する金額は保険料と対応しておりAの保険担当者の認識も同様であること、専用口座の名義もAがXの代理人として開設することを明らかにしている

と解されることなどを理由としている。これに対して、〔3〕千葉地判平成八年三月二十六日金法一四五六号四四頁<sup>(14)</sup>は、専用口座の預金債権が代理店に帰属するとしている。〔3〕判決の事案は、保険会社Xと代理店Aとの間で保険料専用口座にかかる預金債権の帰属が争いとなり、銀行Yが預金者不明であるとしてXの請求に応じなかったことから、XがYに預金の返還を求めたものである。〔3〕判決は、Aが口座を開設・管理していたこと、AはXから独立して営業を行っていたこと、金銭については占有者が所有者とされていることなどを考慮し、特段の事情がない限り預金債権はAに帰属するとした。

（2）従来の裁判例の評価

保険料保管のための専用口座にかかる預金債権の帰属について、〔1〕〔2〕判決は保険会社に帰属するとしているのに対し、〔3〕判決は代理店に帰属するとしており、正反対の結論がとられている。これは、紛争原因および紛争当事者の相違が影響しているものと思われる。<sup>15</sup> すなわち、〔1〕〔2〕判決では、代理店が破産しており、代理店の破産管財人と保険会社との間で、預金債権が誰に帰属しているのが争われたのに対して、〔3〕判決では、通常の業務内において保険会社と代理店の間で預金債権の帰属が争われたことを原因として、保険会社から金融機関に対する預金の払戻しが請求されている。

〔1〕〔2〕判決は、代理店の破産時に、保険料専用口座にかかる預金債権が一般債権者の引き当てとなるべきではなく、保険会社に帰属すべきであるという価値判断を行っており、これはおおむね学説にも支持されてきた。それに対して〔3〕判決は、業務の通常の過程で保険会社と代理店の間に紛争が生じた場合に、専用口座にかかる預金債権は金融機関との関係では代理店に帰属するとしている。また、〔3〕判決は、保険会社は代理店制度から利益を得ている以上、そのリスクも当然負担すべきであるという判断を行っている。

これらの判決の理論構成は、それぞれ異なっている。〔1〕判

決は、出捐者に預金債権が帰属すると判断しており、この点では客観説に立っていると見える。しかし、同時に、口座開設の状況・名義・保管状況など主観説が問題とするような事情も考慮している。一方、〔2〕判決は、事実を総合すると預金債権は保険会社に帰属しているとしており、出捐者に預金債権が帰属するという一般論は展開されていない。ところが、〔3〕判決は、結論の点では〔1〕〔2〕判決と反対の結論をとるが、理論構成の点では〔1〕判決と同様に、出捐者に預金債権が帰属するとの一般論を展開し、口座開設状況・名義・保管状況などから、保険会社ではなく代理店に預金債権が帰属するとしている。

それぞれの判決は、妥当と思われる結論を導くために事実を羅列しているにとどまっているとも評されており、<sup>16</sup> 理論的には不明確である。

### 三 保険料専用口座にかかる預金債権の帰属に関する学説

#### （1）はじめに

一般的に、預金債権の帰属問題、すなわち預金者確定の問題については、預金の出捐者を預金者とする客観説、預金契約の契約解釈により預金者を定める主観説、原則として客観説によ

りつつ明示または黙示に自己が預金者であることを表示したときには預金契約者が預金者となるという折衷説の三つの見解が主張されてきた。判例は、このうち客観説をとっていると考えられてきた。また、近時は、定期預金については客観説によりつつ、普通預金については特別な考慮が必要であるとする説も主張されている<sup>17)</sup>。

しかし、保険料専用口座の預金債権の帰属については、従来、このような預金債権の帰属に関する一般論のみから結論が導かれるというよりは、むしろ保険代理店契約の特殊性などが考慮されて議論がなされているといえる。そこで、以下では、学説を専用口座の預金債権が保険会社に帰属するという説（以下「保険会社帰属説」という）と代理店に帰属するという説（以下「代理店帰属説」という）に分けて、これまでの学説を整理する。

（2）保険会社帰属説

理論構成としては、まず、金銭について占有と所有を区別することにより、保険料として収受した金銭を代理店が占有しているも、代理店は金銭の所有権を取得せず、保険会社が所有権を取得するという見解<sup>18)</sup>、専用口座の「X代理店A会社B」という名義は、代理店が代理人であり、保険会社が本人であること

を示していると考える見解<sup>19)</sup>が存在する。また、本件の第一審のように、他の財産と区別して保管されていた保険料を封金、すなわち動産と扱うことにより、または、本件の原審のように金銭の占有と所有が一致しない特段の事情があると解することに、預金の出捐者を保険会社と考える見解もある。

もつともこれら保険会社帰属説の理論構成は、強く批判されている。まず、金銭について占有と所有を分離するという見解は、従来の判例理論に反すること、<sup>20)</sup> 名義を保険会社とみる見解は、代理店に保険会社名義による口座開設の代理権が授与されていないこと、<sup>21)</sup> 預金の出捐者を保険会社とする見解は、いつでも預金の払戻し、預入れが行える普通預金について出捐を基準とする客観説を適用できるのか疑問であること、<sup>22)</sup> 以上からいずれの見解も、難点がある。

それにもかかわらず、保険会社帰属説が支持されている実質的理由は、代理店が破産した場合、保険料専用口座の預金債権は代理店の一般債権者の責任財産となるべきではないと考えられてきたからである。

（3）代理店帰属説

他方、代理店帰属説は、その理論構成として、金銭の占有と所有が一致することを前提とした上で客観説の立場に立ち、代

理店が出捐者であるとする見解<sup>263</sup>、主観説の立場に立ち、専用口座の開設者・名義人から代理店を預金者とする見解<sup>264</sup>、専用口座の保管状況などから代理店を預金者とする見解<sup>265</sup>などがある。

ところで、専用口座の預金債権が代理店に帰属すると考えた場合、代理店の破産に際して保険会社は保護されなくなる。そこで、預金債権が代理店に帰属すると考えても、代理店の破産の場合には、保険会社を保護する必要があるとする説もある<sup>266</sup>。その実質的理由として、保険料は一般債権者の引き当てとなるべきではないということがあげられている<sup>267</sup>。そのため、後述するように、保険会社に取戻権を認めるための理論構成として、保険料債権そのものが取戻権の対象となるとする見解、問屋の破産についての判例法理を類推適用する見解、信託と構成する見解などが存在する。

しかし、取戻権を認める代理店帰属説に対しては、近時次のような強い批判が存在する。すなわち、保険会社は代理店を利用することによって営業の範囲を拡大し利益を得ていることから、代理店が破産することにより保険料を回収できないという不利益を自ら負担すべきであるという批判である<sup>268</sup>。なぜなら、代理店の破産に際して専用口座の扱いが問題となることを熟知しているのであるから、保険会社は代理店に保険会社名義で口

座を開設させる、もしくは、保険料を遅滞なく保険会社に送付させる、というような対策をとることによって、上の危険を回避することができるからである。このような対策を行わず、過去に形成された現在のごとき実務に安住してきたところに紛争原因があるともいわれている<sup>269</sup>。

#### (4) 小括

以上から明らかなように、保険料専用口座にかかる預金債権の帰属問題は、保険会社帰属説と代理店帰属説に分かれている。しかし、①いかなる理論構成・判断基準により保険料専用口座の預金債権の帰属を決めるのか、また、②実質的に保険会社を保護する必要性はあるのか、という点を巡って、同じ結論をとる見解の間でも意見の対立が見られる。そこで、以下では、むしろ、上記①②に着目して、本判決を分析することにした。

#### 四 本判決の構造および評価

##### (一) 本判決の構造

本件の第一審および原審は、出捐者に預金債権が帰属するという客観説の立場を一般論としては支持した上で、本件預金の原資を出捐したのが保険会社Xであることから、Xを預金者と



認定した。なお、第一審では、保険料としての金銭を封金同様に動産として扱うことができること、原審では、Xは金銭の占有者ではないが、Xに金銭の所有権があると認めるべき特段の事情が存すると解する余地が十分にあること、また両判決で、実質的な口座の管理者がXであることも考慮されている。

これに対して、本判決は、客観説に言及していない。<sup>30)</sup>①預金口座の開設者・名義人が代理店であり、代理店と保険会社の間に預金契約締結についての代理関係がないこと、②代理店が預金口座の通帳・印鑑を保管し、入出金事務を行っており、口座の管理者は代理店であること、③本件預金の原資は、代理店が所有していた金銭であること、以上の三点から、代理店が預金者であるとする結論を導いているにすぎない。

ところで、これら①～③の判断基準は、相互にどのような関係にあるのか、また、これらの基準からなぜ代理店に預金債権が帰属するという結論を導くことができるのかは、必ずしも明らかではない。①～③の基準が問題としている事情のうち、いずれかを欠く場合に、最終的にはどの基準が重視され、預金者が認定されるのであろうか。たとえば、代理店が保険会社を代理して口座を開設した場合、①の基準を重視すれば、保険会社が預金者となり、②③の基準を重視すれば、代理店が預金者と

なる可能性がある。また、保険料が保険契約者から振替、振込などの方法により支払われている場合、代理店による保険料の預入れの場合とは異なり、③の基準は機能しなくなるが<sup>31)</sup>、このような場合にも代理店が預金者となるのであろうか。

そこで、本判決が示した①～③の判断基準と、従来、主観説・客観説が考慮してきた事情との関係を分析すると、①は主観説で考慮されている事情、②は主観説に関わる事情であるが、客観説においても一定程度考慮されている事情である。③は、一見すると客観説に親和性のある事情のようにみえる。

しかし、結論を先取りしていえば、本判決は、主観説の枠組み、すなわち契約解釈一般の原則に従って、預金契約の当事者が誰であるのかを基準として、保険料専用口座の預金債権の帰属主体を判断したものと解される。<sup>32)</sup>

なぜなら、本判決の③の基準は、実質的に利益の帰属すべき者を保護するという客観説の目的を実現しえないことから、客観説の枠組みとして捉えることができないからである。原審は、客観説の立場に立ち、本件保険料の所有権を有するのが保険会社Xでないとしても、本件預金の原資の出捐者は本件保険料の帰属主体として実質的または経済的な利益を有しているXと認めるのが相当であるという。そこでは、保険料の所有権を

有するのは誰かという基準と、保険料の帰属主体として実質的・経済的な利益を有しているのは誰かという基準がたてられており、前者を主位的、後者を副位的とする解決が示されている。<sup>33</sup>

これに対し、本判決は、実質的に利益の帰属すべき者について判断を行わず、原資の所有権を有するのは代理店Aであるとして、「出捐」を法律的に捉えているにすぎないと考えられる。また、そもそも、客観説が判断基準とする出捐概念そのものが曖昧であり、要件としてはあまり機能していないことから、<sup>37</sup> ③の基準は客観説的な考慮ではないと考えることが妥当である。<sup>38</sup> したがって、本判決は主観説に立ったと解すべきである。

以上のように本判決を理解した場合、①～③の判断基準のうち、どの要素が決め手となるのであろうか。主観説によれば、預金債権が誰に帰属するのかは、預金契約の当事者確定という契約解釈一般の問題であるから、契約を締結する際に表示され、合意された内容に従って判断される。それゆえ、預金契約の口座開設者・名義人を判断する①の基準が決定的な判断基準となる。②③の基準は、預金契約の当事者確定に際しての判断材料とはなるもの、預金契約締結に際して表示され、合意された内容ではないことから、決定的な事情とはならない。<sup>34</sup>

## (2) 金融機関の相殺の可否について

ところで、本件の実質的な争点は、専用口座の預金債権に対する金融機関の相殺が認められるか否かという点にある。<sup>39</sup>

学説の中には、専用口座の預金債権が代理店に帰属するとしながら、金融機関の相殺を認めず、代理店の破産に際して保険会社に取戻権を認める見解も存在する。<sup>41</sup> しかし、本件事実関係の下では、金融機関による相殺が認められるという結論は肯定すべきである。保険会社は代理店を利用することにより営業の範囲を拡大し利益を得ていることから、代理店破産による保険料の未回収という危険性を負担すべきである。このことは、家電メーカーなどの製造業者が、代理店の倒産により代金回収ができなくなることも同様であると考えられる。また、代理店の破産による危険性は従来から指摘されていたにもかかわらず、保険会社は何らの方策も行つてこなかったのであるから、保険会社を金融機関に優先させて保護すべき理由は存在しない。保険会社がこの結論を回避したのであれば、代理店に預金口座開設の代理権を与える、代理店に受領した保険料を直ちに送付させる、保険会社の預金口座に直接保険料の振込を保険契約者に促すなどの方法をとる必要がある。<sup>43</sup>

さらに、取戻権を認める学説には、以下に述べるようにいずれも理論的な難点がある。

第一に、保険会社が代理店に対して預金債権の譲渡請求権を有すると考え、保険料債権が取戻権の対象となるとする学説がある。<sup>441</sup>しかし、この説に対しては、債権的請求権が取戻権の基礎となるためには、理論的には目的物が破産者に帰属しないことを前提としなければならないとする批判、また、このような説明が可能であるなら、不動産の売買が行われ、買主が売主に対し所有権移転請求権を有しているだけでも取戻権行使が可能ということになってしまいかねないとの批判がある。<sup>445</sup>

第二に、問屋の破産についての「4」最判昭和四三年七月一日民集二二巻七号一四六二頁の法理を類推適用し、保険会社に取戻権を認める学説がある。<sup>447</sup>「4」判決は、委託者が買入代金を問屋に支払った後、目的物品である有価証券の引渡しを受ける前に問屋が破産した場合に、委託者の取戻権を認めた。その際に、問屋の一般債権者は目的物品に対する権利を問屋の責任財産として期待すべきではないとの判断がなされている。この見解によれば、本件事案においても、保険会社が保険役務を代理店に提供した後、保険料の引渡しを受ける前に代理店が破産していることから、代理店の一般債権者は保険料に対する権利を代理店の責任財産として期待すべきではなく、保険会社の取戻権を認めるべきということになる。<sup>448</sup>しかし、「4」判決が取戻

権の実体法上の根拠については触れていないことから、どのように理論構成するかという問題がある。<sup>449</sup>

第三に、保険会社と代理店の間には、保険料債権について、代理店を受託者とする信託関係が設定されていると考える学説がある。<sup>501</sup>信託財産は受託者の責任財産ではないと考えられるから、この学説によれば委託者・受益者である保険会社は取戻権を行使できると解されることになる。<sup>501</sup>確かに、信託構成を、他の財産から分別管理されている財産を責任財産とすべきではない場合に認めることにより、倒産隔離が可能となる。ただ、本件のような事案では、信託の成立要件である、委託者Xから受託者Aに対する「財産権の移転」が観念できないことから、この構成をとることはできないと批判されている。<sup>502</sup>

以上の検討から明らかなように、保険料専用口座の預金債権を保険会社の責任財産と解すべき根拠も理由も見いだしがたし、そのために保険会社に取戻権を認める構成にも疑問が多いといえる。<sup>503</sup>

## 五 本判決の射程

### （一）保険料専用口座

本判決では、保険料の收受を目的とした専用の普通預金口座

にかかる預金債権が誰に帰属するかが争われている。一方で、判例が定期預金について客観説を採用していることから、本判決の射程が問題となる。この点、代理店の専用口座という限定された場面においては、普通預金と定期預金を別異に扱う合理的理由は乏しいことから、保険料専用口座にかかる定期預金債権の帰属についても本判決の射程は及ぶと考えるべきである。<sup>554</sup>

ところで、本判決は、本件預金債権が他の財産と明確に区分して管理されていたこと、本件預金の目的や使途について契約で制限が設けられていたこと、本件預金口座が保険料専用保管口座であることなどは、「金融機関であるYに対する関係」では、預金債権の帰属者の認定に影響をあたえないと判示している。それゆえ、Yに対する関係以外の関係、すなわち保険会社と代理店の関係には、本判決の射程は及ばず、預金債権が保険会社に帰属するように読める。しかし、前述のように、代理店が破産した場合に保険会社が取戻権を行使することは不可能であろう。

## (2) 専用口座一般

本件のように、ある者が他人のための業務遂行に際して、金銭保管のための専用口座を開設する事例は、現実にも数多く存在する。そこで、専用口座一般についても本判決の射程が及ぶか

どうか問題となる。

専用口座が開設される例としては以下の場合がある。①公共工事の請負業者が地方公共団体から預かった前払金を保管する場合、②弁護士が依頼人から預かった委任料などを保管する場合、③マンションの管理業者が区分所有者（管理組合）から預かった管理費などを保管する場合、④サービサーが顧客の債権を回収し、その金銭を保管する場合、⑤証券業者・商品先物取引業者等の金融商品を取り扱う事業者が顧客から預かった金銭を保管する場合などである。これらの中でも、特に議論がなされており公表裁判例が存在する①③の場合、公共工事の請負業者・弁護士・マンションの管理業者に預金債権が帰属することになるのかどうかについて、本判決との関係に着目しながら、若干の検討を加えたい。<sup>556</sup>

まず、①公共工事請負における前払金保管口座については、<sup>558</sup>〔5〕最判平成一四年一月一七日民集五六卷一〇二〇頁<sup>557</sup>がある。最高裁は、A県を委託者、請負業者を受託者、前払金を信託財産とする信託契約が成立したと解し、請負業者が破産宣告を受けた場合、専用口座の預金債権は破産財団に組み込まれないとした。前払金保管専用口座の開設人・名義人は請負業者であることから、預金債権は請負業者に帰属すると考えられる。

しかしながら、当該専用口座の預金債権は、工事の必要経費以外には支出されないことを確保する仕組みがとられており、請負業者の一般債権者が前払金の残金を責任財産として期待する余地がないため、請負業者の責任財産となるべきではない。それゆえ、当該預金債権はA県の信託財産となるべきであり、A県の取戻権が認められる。本判決とは異なり、信託関係が認められる理由は、単にA県と請負業者との間で請負業者の預金の払出し制限がなされているからではなく、建設保証という金融機関をも含めた払出し制限の仕組みが作り上げられているからである<sup>65)</sup>。

次に、②弁護士委任料保管専用口座については、本判決の二ヶ月後に、〔6〕最判平成一五年六月一二日民集五七卷六号五六三頁<sup>61)</sup>があらわれた。〔6〕判決は、弁護士が預かった委任料は民法六四九条の前払費用に当たるので、交付の時に委任者<sup>62)</sup>は依頼人の支配を離れ受任者<sup>63)</sup>に弁護士に帰属するから、弁護士が自己の名義で開設し、管理していた口座にかかる預金債権は、弁護士に帰属するとしている。〔6〕判決は本判決と同様、口座開設者・管理者・原資の所有者を基準に、預金債権の帰属を判断している。〔6〕判決が、このように解した実質的理由は、依頼人の債権者は、依頼人の弁護士に対する交付金返還請求権を

差し押さえること、場合によっては依頼人と弁護士の契約を許害行為として取り消すこと、契約解除権を代位行使することなどにより、債権を行使することができると考えられているからではないだろうか。

しかしながら、このように解すると、弁護士が破産した場合に依頼人を保護する必要があるかが問題となる。この点については、〔6〕判決の補足意見が指摘しているように、依頼人と弁護士の間に信託関係ないし信託と委任の混合契約が存在することから、依頼人は取戻権を行使できると解すべきである。その実質的理由は、依頼人は事務処理のために弁護士に金銭を交付しているにすぎず、預り金は弁護士の責任財産とすべきではないからである。本判決と異なり、信託関係ないし委任と信託の混合契約が認められる理由は、依頼人が法律関係の事務処理のために金銭を弁護士に移転し、弁護士の責任と判断においてその管理および処分をすることを依頼していると考えられることから、財産権の移転および管理、処分の委託という信託の要件を満たしていると考えられるからである。

続いて、③マンション管理会社が区分所有者から預かった管理費などを保管する場合には、四件の公表裁判例が存在する<sup>63)</sup>。〔7〕東京地判平成八年五月一〇日判時一五九六号七〇

頁、〔8〕東京地判平成一〇年一月二三日金判一〇五三号三七頁は、管理費は、管理会社が自社名義で開設した普通預金口座に送金された段階で管理会社に帰属するので、定期預金債権も管理会社に帰属するとした。しかし、この二判決に対しては、学説から強い批判がなされ、二件の東京高裁判決、〔9〕東京高判平成一一年八月三日高民集五二卷三三六頁、〔10〕東京高判平成一二年一月一四日判時一七五五号六五頁〔8〕の控訴審は、預金債権が管理組合に帰属するとの判断を行った。

〔9〕判決は、定期預金の名義にマンション名が付記されていたこと、管理会社の決算報告書等の内容、管理会社が破産前に複数の管理組合に定期預金を返還していたことなどから、管理会社が自己の預金とする意思があるとは認められず、管理会社は管理組合の使者として定期預金をしたとする。一方、〔10〕判決は、管理会社は区分所有者団体の管理者として預金口座を開設する権限を与えられており、管理費入金のための普通預金口座の預金者は区分所有者団体であること、これを定期預金に組み替えることは預金の管理方法として許され、区分所有者団体も黙示の承諾をしていたと解すべきであることから、管理会社は代理人として銀行と預金契約を締結したものとした。

〔9〕〔10〕判決の理論構成は、いずれも客観説を前提として、管理組合に預金債権が帰属しているとする結論を導いている。しかし、本判決の分析において述べたように、このような構成には賛成しがたい。当該預金債権は原則として、口座開設者・名義人である管理会社に帰属すると考えられる。ただし、当該預金債権は管理費・修繕積立金など区分所有者の財産から構成されていることから、管理会社と管理組合の間で、管理費を保管するための信託関係が成立しており、預金債権は管理会社の責任財産とはならず、管理組合は取戻権を行使できる。管理組合は、管理会社に名義変更を請求していなかったという落ち度はあるが、専門知識を有していないため管理者に管理業務を委託する区分所有者らが、口座名義が管理会社となっていることの危険性について、少なくとも当時においては、認識すべきであったといえないこと、管理会社は自己の財産として預金担保を設定するという背信的行動をとっており、金融機関側はこれを黙認またはこれに荷担していることから、区分所有者側に責任を負わせるのは酷である。

ところで、現在は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律七六条、同施行規則八七条および通達により、立法的な手当がなされている。すなわち、管理者が修繕積立金等の金

金を預貯金の方法で管理する場合、その口座の名義人は管理契約を締結した管理組合等としなければならないとされている（同施行規則八七条二項<sup>71)</sup>。したがって、管理業者が同法を遵守していれば、預金債権は管理組合等に帰属し、問題が生じることは少ないのではないかと思われる<sup>72)</sup>。

以上の検討から明らかなように、専用口座にはそれぞれ特殊性があるが、原則として預金契約の解釈一般の問題として預金契約の当事者を確定した上で、公共仕事を発注した地方公共団体と請負人、依頼人と弁護士、管理組合と管理会社との間に信託関係を認めることにより、妥当な結論を導くことはできるものと考えられる。

#### 六 残された問題

本判決は事例判決であり、預金者確定の問題一般について、本判決が直ちに影響を与えるわけではない。しかし、保険料専用口座にとどまらず、専用口座一般に同種の問題があることから、普通預金債権について客観説を維持しうるのでどうか、今般問題となってくる可能性がある。

また、近時、マネー・ローンダリングとの関係で金融機関の本人確認義務が強化されており、二〇〇三年一月には、「金融

機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」が施行されている。同法によれば、預金口座の開設および二〇〇万円以上の取引についての本人確認が義務化されており、預金口座の開設および取引について、金融機関の本人確認の強化が図られている。このような中にあつては、定期預金についても、客観説によるべきかどうかについて、そろそろ再検討の必要な時期になつていのではないだろうか<sup>73)</sup>。

#### 〈注〉

(1) この問題についての判例・学説を概観したものととして、田光碩「代理店預金の帰属と金融実務上の留意点」金法一五五五号（一九九九年）四三頁参照。

(2) 本判決を取り扱った文献は数多く存在する。たとえば、兩宮啓「判批」金判一六八号（二〇〇三年）二頁、滝本豊水「古角和義」判批「金法一六七七号（二〇〇三年）二四頁、秦光昭「預金者の認定と客観説の行方」金法一六八一号（二〇〇三年）四頁、田爪浩信「損害保険代理店口座の取扱実務」金法一六八三号（二〇〇三年）一頁、潮見佳男「損害保険代理店の保険料保管専用口座と預金債権の帰属（上）」（下）「金法一六八三号三九頁、一六八五号（以上、二〇〇三

- 年)四三頁(以下「預金債権の帰属」として引用する)、中原健夫「預金の帰属をめぐる金融取引上の諸問題」銀法六二二号(二〇〇三年)四頁、御開隆裕「損害保険会社からみた最高裁判成一五年二月二日判決に関する実務対応」銀法六二二号(二〇〇三年)一〇頁、天野佳洋「預金者の認定と信託法理(上)(中)(下)」銀法六二二号一四頁、六二二号四六頁、六二五号(以上、二〇〇三年)三〇頁、今井克典「判批」法教二七六号(二〇〇三年)八八頁、天野佳洋「正田賢司」田爪浩信「道垣内弘人(司会)「座談会・預金の帰属をめぐる最新判例と実務対応」金法一六八六号(二〇〇三年)九頁、升田純「預金帰属の主観説、客観説、折衷説」金法一六八六号(二〇〇三年)三二頁、渡辺隆生「預金の帰属に関する二つの最高裁判決と銀行実務」金法一六八六号(二〇〇三年)四一頁、角紀代恵「判批」判タ一一二八号(二〇〇三年)八三頁、渡辺博己「専用普通預金口座の預金者と預金者破綻時の預金の帰属」金法一六九〇号(二〇〇三年)六七頁、尾島明「判解」ジュリ一二五六号(二〇〇三年)一七七頁など。
- (3) 無記名定期預金についての最判昭和三二年一月九日民集一一卷一三号二七八頁、最判昭和四八年三月二七日民集二七卷二号三七六頁、記名式定期預金についての最判昭和五七年三月三〇日金法九九二二号三八頁など。
- (4) 預金者確定の問題については、数多くの論考がある。従来判例・学説をまとめた近時の文献として、潮見佳男「債権総論Ⅱ(第二版)」(信山社、二〇〇一年)二〇九頁以下参照。また、預金者の確定を、預金契約の特殊性との関係で論じたものとして、安永正昭「預金者の確定と契約法理」石田喜久夫・西原道雄・高木多喜男先生還暦記念論文集・下巻『金融法の課題と展望』(日本評論社、一九九〇年)一六一頁参照。
- (5) 従来議論については、たとえば、森川隆「判批」法研七二卷一号(一九九九年)一七四頁以下参照。
- (6) 兩宮啓「損保代理店専用口座預金者の認定について」銀法五四九号(一九九八年)二七頁以下、森田宏樹「振込取引の法的構造——「誤振込」事例の再検討——」中田裕康「道垣内弘人編『金融取引と民法法理』(有斐閣、二〇〇〇年)二三七頁以下。
- (7) 今井・前掲注(2)八八頁は、本判決が「どのような根拠から結論を導いているかは、明確とはいえない」という。
- (8) 損害保険代理店は二〇〇二年末で、約三二万店あるとされる(日本損害保険協会のホームページ <http://www.sonpo.or.jp>)



参照。

(9) 現在、收受した保険料に関しては、平成七年法律第一〇一〇号により廃止された保険募集の取締に関する法律、平成八年大蔵省令第五号により廃止された同法施行規則、「損害保険会社の業務運営について」と題する大蔵省通達（平成八年四月一日蔵銀第五二五号）および社団法人日本損害保険協会の損害保険募集関係規定に沿い、本件事例と同様の取り扱いがなされているようである。

(10) 尾島・前掲注(2)一七九頁参照。

(11) 「1」判決を取り扱ったものとして、川田悦夫「損害代理店名義および連名名義預金の預金者の認定」金法一二二七号（一九八九年）四頁、上野隆司・石井眞司「損害保険代理店の保険料保管専用口座に基づく預金は誰に帰属するか」金法一二二八号（一九八九年）二三頁、石田満「保険代理店専用口座預金とその帰属」金法一二二九号（一九八九年）九頁、山田二郎「判批」金法一二三二二号（一九八九年）一二頁、伊藤眞「判批」判評三七二二号（一九九〇年）六一頁、弥永真生「判批」ジュリ九九五号（一九九二年）一〇七頁、黒沼悦郎「判批」『損害保険判例百選（第二版）』（別ジュリ一三八号）（一九九六年）八六頁、森川隆「判批」早法七五卷一号

（一九九九年）三二七頁がある。

(12) 「2」判決を取り扱ったものとして、山下友信「判批」ジュリ九二九号（一九八九年）四六頁、川田・前掲注(11)四頁、石田・前掲注(11)九頁、山田・前掲注(11)一二頁がある。

(13) 保険募集の取締に関する法律二二条一項は、「損害保険代理店は、所属保険会社のために收受した保険料を保管する場合においては、自己の財産と明確に区分しなければならぬ」と規定していた。そして、同法施行規則五条および六条は、代理店に対して、保険料を收受したときは遅滞なくこれを所属保険会社に送金するか、銀行等の専用の口座に預金することを義務づけており、保険会社に送金する場合等のほかにはこの口座は使用できないと定めていた。

(14) 「3」判決を取り扱ったものとして、岩崎憲次「判批」リマークス一五号（一九九七年）一二〇頁、黒沼悦郎「判批」金法一四九二二号（一九九七年）六頁、兩宮・前掲注(6)二六頁、森川・前掲注(5)一七一頁、遠山聡「判批」ジュリ一一五〇号（一九九九年）一一九頁がある。

(15) ただし、滝本・古角・前掲注(2)二九頁は、「3」判決が「1」「2」判決とは射程が異なる」と判示していることについて、その理由や理論構成が明確ではないと指摘する。

- (16) 今井・前掲注(2)八九頁。
- (17) 前掲注(6)参照。
- (18) 黒沼・前掲注(1)八七頁。
- (19) 本判決の福田博裁判官の反対意見、山下・前掲注(12)四九頁、上野Ⅱ石井・前掲注(11)二四頁以下〔石井眞司発言〕。また、石田・前掲注(11)一〇頁以下は、専用口座の名義だけでなく、預金に引き出し制限があること、預金の原資が保険料であり実質的には保険会社が出捐していることなどを理由としてあげる。
- (20) 森川・前掲注(5)一八八頁以下、同・前掲注(11)三三三頁。
- (21) 山田・前掲注(11)一三頁以下、上野Ⅱ石井・前掲注(11)二六頁〔上野隆司発言〕、弥永・前掲注(11)一〇八頁、黒沼・前掲注(14)七頁、森川・前掲注(5)一八二頁、同・前掲注(11)三三三頁。
- (22) 両宮・前掲注(6)二七頁以下。
- (23) 山田・前掲注(11)一三頁以下。
- (24) 伊藤・前掲注(11)六二頁、森川・前掲注(5)一七四頁以下、同・前掲注(11)三三三頁。
- (25) 弥永・前掲注(11)一〇八頁は、口座名義・管理状況などから、当該預金が代理店に帰属していると推測するのが素直であるとする。また、岩崎・前掲注(14)一二三頁は、代理店が制限範囲内で金銭を引出しており、また定期的に精算し改めて保険会社に送金していた事実から、代理店を預金者とする。
- (26) 山田・前掲注(11)一七頁、伊藤・前掲注(11)六三頁以下、弥永・前掲注(11)一〇七頁以下、岩崎・前掲注(14)一二二頁以下。
- (27) 弥永・前掲注(11)一〇九頁。
- (28) (3)判決、森川・前掲注(5)一八九頁、同・前掲注(11)三三四頁。
- (29) 山下・前掲注(12)四九頁。
- (30) 学説上、本判決が客観説を採用していないとする見解が多い。たとえば、尾島・前掲注(2)一七八頁は、「本判決が原資の出捐者は誰かということを決め手とする客観説的なアプローチを採っていないことは、その説示から明らかであろう」といい、また、今井・前掲注(2)八九頁は、「客観説または主観説のいずれか一方に依拠しているとは解し難い」という。ところで、本判決が客観説を採用していないと解する理由を、滝本Ⅱ古角・前掲注(2)二六頁は、保険料保管のための専用口座という「事例に即し」たこととするのに対し、両宮・前掲注(2)五頁は、普通預金であることとする。升田・前掲注(2)三七頁も同旨。
- (31) 潮見・前掲注(2)「預金債権の帰属(上)」四五頁以下は、

「専用預金口座への入金の時点で、当該口座の預金者との間で預金債権が成立し、この債権が当該預金者に帰属することとなる」と指摘する。また、天野ほか・前掲注(2)二一頁（道垣内弘人発言）は、損害保険契約の実務において、預金の振替、振込等で保険料が支払われることが多いことを考えた場合、本判決の理論は「金銭については『占有イコール所有』であるという言い方をしながら、実は、預金は預金契約者に属する、だから、預金中の金銭は損害保険代理店に属し、だから、預金は損害保険代理店に帰属するという、トートロギーになっているのではないか」と指摘する。

(32) 角・前掲注(2)八五頁も同旨。

(33) 雨宮・前掲注(2)六頁参照。

(34) 原資の所有権の判断は、金銭の特殊性、すなわち金銭の占有者は所有者であるということと前提としている。委任契約の受任者が代理人として受領した金銭は、受任者の所有となるのが通説である（我妻栄『債権各論中巻（二）』（岩波書店、一九六二年）七三五頁、幾代通Ⅱ広中俊雄編『新版注釈民法(16)』（有斐閣、一九八九年）二四一頁（明石三郎執筆部分）など参照）。

(35) 秦・前掲注(2)五頁も、「出捐」を法律的に捉えたに過ぎな

いと見る余地がある」という。角・前掲注(2)八五頁は、本判決が、金銭の所有権の帰属にかかわらず実質的・経済的帰属者の意味で用いられてきた「出捐者」という用語を使用していないことから、客観説に立つものではない、という。

(36) 升田純「預金の帰属をめぐる裁判例の変遷」金法二五五五号（一九九九年）二九頁、雨宮・前掲注(2)六頁参照。

(37) 大西武「預金者認定に関する客観説とその限界」判タ八四三号（一九九四年）五五頁は、「客観説は出捐概念を操作することによりご都合主義に陥っている」という。

(38) ただし、潮見・前掲注(2)「預金債権の帰属（上）」四三頁は、本判決が③の基準をとるよう評価したのかについては、複数の異なる理解が成り立ちうる」とし、客観説を「完全に否定したものとは即断すべきでない」といい、同・前掲注(2)「預金債権の帰属（下）」四三頁は、本判決は、「普通預金口座であること」（もしくは、「定期預金口座でないこと」）に着目して、純粋な客観説を修正した預金者確定ルールを本件に妥当させようとしたものと思われる」という。また、天野ほか・前掲注(2)一四頁以下（田爪浩信発言）は、「実は、最高裁は、いわゆる客観説、出捐者説的なアプローチをここでも捨てていないのではないか」という。しかしながら、本判決

は客観説の目的を達し得ないのであるから、少なくとも保険料専用口座の預金債権については、客観説を否定したものと理解すべきである。加えて、①③の基準相互の関係を整合的に理解するために、主観説に立つたと解すべきであろう。

(39) 潮見・前掲注(2)「預金債権の帰属(下)」四四頁は、普通預金口座について、なぜ③の「原資の所有者」という基準にこだわらなければならないのか、また、②の「実質的な口座管理者が誰か」を問題とすると、金融機関の側にとっては誰が預金者であるかの判別がきわめて困難になる、と批判する。

(40) 滝本⇨古角・前掲注(2)二七頁は、「本件判決は、利益考量の上、金融機関の不良債権の回収を優先する判断を下したものであろう」というが、潮見・前掲注(2)「預金債権の帰属(下)」四五頁がいうように、「預金債権と銀行の貸付金債権の相殺の有効性まで認めたものではない」。

(41) 前掲注(26)参照。

(42) ただし、保険会社と代理店が代理店契約を解除した直後に、その事情を知る金融機関が専用口座の預金債権との相殺を主張することなどは、相殺権の濫用により認められないと考えられる。

(43) 山下・前掲注(12)四九頁、潮見・前掲注(2)「預金債権の帰属

(下)」五〇頁など参照。

(44) 弥永・前掲注(11)一〇頁、岩崎・前掲注(14)二二三頁。債権的請求権が取戻権の基礎となるという見解として、伊藤眞「破産法〔全訂第三版補訂版〕」(二〇〇一年、有斐閣)二七七頁以下参照。

(45) 兩宮・前掲注(6)三一頁。

(46) 「4」判決の評釈・解説として、栗山忍「判解」曹時二〇卷一〇号(一九六八年)一六六頁、栗山忍「判解」ジュリ四〇八号(一九六八年)六七頁、藤原弘道「判批」民商六〇卷三号(一九六九年)八五頁、石田満「判批」ジュリ四三三三号(一九六九年)九四頁、渋谷達紀「判批」法協八六卷一〇号(一九六九年)一〇八頁、宗田親彦「判批」法研四三卷二号(一九七〇年)一〇三頁、遠藤功「判批」『新倒産判例百選』(別ジュリ一〇六号)(一九九〇年)一一二頁、大塚龍児「判批」『商法(総則・商行為)判例百選(第三版)』(別ジュリ一二九号)(一九九四年)一四〇頁、岡庭幹司「判批」『倒産判例百選(第三版)』(別ジュリ一六三三号)(二〇〇二年)一〇頁などがある。

(47) 山田・前掲注(11)一六頁、兩宮・前掲注(6)二九頁、吉田・前掲注(1)四六頁。

(48) 弥永・前掲注(11)一〇九頁。

(49) 藤原・前掲注(46)九〇頁以下、渋谷・前掲注(46)一一二頁。そして、その解決法として、藤原・前掲注(46)九二頁以下は、問屋は自己契約により委託者に所有権を移転している、また同・九三頁および渋谷・前掲注(46)一一四頁は、所有権移転と占有改定の合意があらかじめなされているとの構成を示している。しかし、本判決は、「4」判決とは異なり、保険料という金銭が問題となっており、金銭についての占有改定の合意を認定することは困難であろう。

(50) 弥永・前掲注(11)一一〇頁。

(51) 弥永・前掲注(11)一一〇頁は、この構成を採用した場合、特定の財産を中心とする法律関係が存在すると法律構成しなければならず、擬制的ではあるが、預金名義が代理店であり、代理店が通帳・印鑑を保管していることは、代理店の管理・処分権限が排他的に存在することをうかがわせ、また、委託者である保険会社が専用口座の預金の引き出しについて指示することも信託であることを妨げない、という。

(52) 潮見・前掲注(2)「預金債権の帰属(下)」四六頁以下は、信託構成について詳細な検討を加えた上で、本判決が信託構成をとらなかったのは、「保険会社から損害保険代理店への信

託財産の移転」を觀念することができず、……信託構成に依拠した構成を行わなかった（行い得なかった）と見ることができ」（同・四九頁から引用）という。天野・前掲注(2)「預金者の認定と信託法理(中)」五一頁、角・前掲注(2)八六頁も同旨。また、森川・前掲注(5)一八八頁、同・前掲注(11)三三二頁は、信託構成をとるならば代理店は債権者として保険料を受領しなければならないはずであるが、代理店が代理人として保険料を受領していることから、このような構成はとれないと批判する。

(53) 保険会社の取戻権を認める以外に、金融機関の相殺を権利濫用とする考え方もある。営業店コーナー「損保代理店名義の預金と相殺」金法一四八七号（一九九七年）七四頁は、保険料の引渡しに先立って、金融機関が相殺を主張すれば、保険料の引渡前であることを奇貨とした相殺であって権利濫用とされかねない、と指摘する。潮見・前掲注(2)「預金債権の帰属(下)」五〇頁も同旨。吉田・前掲注(1)四六頁は、保険会社の取戻権を認めるため、代理店の一般債権者の差押えを権利濫用と解すべきとする。ところで、代理店の一般債権者が専用口座に差押えをかけた時に、保険会社が第三者異議の訴えを求めることができるかについて、伊藤・前掲注(11)六四頁

は、「民事執行法一四三条にもとづく差押えの対象となるためには、目的債権が財産的価値をもち、かつ、債権者の権利の実現に役立つものでなければならぬ」ので、「保険料預金債権については、被差押適格が否定されることになる」という。これに対し、潮見・前掲注(2)「預金債権の帰属(下)」五〇頁は、「損害保険代理店の一般債権者からの差押えに対して保険会社は無力である」という。

<sup>(54)</sup> 石田・前掲注(1)一〇頁によると、従来、「保険料口座の中に常時多額の保険料が滞留している代理店については、『定期預金設定に係る特例』(昭和五八年四月一日実施、昭和六〇年四月一日改訂、同年六月一日実施)で、保険料の翌月精算や保険契約者への保険料返戻に支障がないことを前提に、定期預金の設定が認められていた。また、天野ほか・前掲注(2)二〇頁(田爪浩信発言)は、保険料保管専用口座は、「何も普通預金だけではなく定期預金も現にありませう」と述べており、現在でも保険料保管のための定期預金口座は存在するようである。

<sup>(55)</sup> 天野ほか・前掲注(2)二〇頁(田爪浩信発言)は、定期預金について客観説を維持すると考えた場合、「定期預金だったら保険会社のものになって、普通預金だったら代理店のもの

になるのか。仮にそういう結論になるとすると、論理が本当に一貫するのですか、と感じています」と述べている。この点、普通預金債権を原資として定期預金口座に預入れがなされるのが一般的であると考えられることから、定期預金について客観説をとった場合でも、定期預金の出捐者は普通預金の帰属者となり、普通預金と定期預金の帰属者は同一となる。

<sup>(56)</sup> 専用普通預金口座を一般的に検討した文献として、渡辺・前掲注(2)六七頁参照。

<sup>(57)</sup> [5] 判決を取り扱ったものとして、道垣内弘人「判批」法教二六三三号(二〇〇二年)一九八頁、中村也寸志「判解」ジュリ一二二九号(二〇〇二年)六一頁、兩宮孝子「判批」判評五二五号(二〇〇二年)三七頁、岩藤美智子「信託契約の成立と受託者破産時の信託財産の帰趨」(金法一六五九号(二〇〇二年)一三頁、佐久間毅「判批」ジュリ一二四六号(平成一四年度重判解)(二〇〇三年)七三頁、中村也寸志「判解」曹時五五卷八号(二〇〇三年)一五五頁などがある。

<sup>(58)</sup> [5] 判決の事案は、A県の公共工事を請け負ったBが、保証会社Y<sub>1</sub>の保証の下、Aからの前払金をY<sub>2</sub>信用金庫に預金していたところ、Bが営業を停止したため、工事続行が不可

能となり、Aにより請負契約が解除され、Y<sub>1</sub>がAに保証債務を履行した。Bの破産管財人Xは、Y<sub>1</sub>に対して本件預金がXに帰属することの確認、Y<sub>2</sub>に対して本件預金の支払いを求めた。最高裁はXの請求を棄却した。

(59) [5] 判決の事案では、請負契約の解除により信託が終了し、信託終了と同時にA県に当該預金債権が帰属し、保証会社はA県に保証債務を履行したことによって、Aに法定代位し、預金債権を取得すると考えられる（中村・前掲注57）曹時一四四頁など参照。

(60) [5] 判決の事案においては、保証会社と金融機関が業務委託契約を締結しており、請負業者が預金の払出しをするためには、金融機関に資料を提出し確認を受ける必要があった。

(61) [6] 判決を取り扱ったものとして、升田・前掲注(2)三三頁、渡辺・前掲注(2)四一頁、高岡信男「弁護士預り金口座取扱いの実務」金法一六八六号（二〇〇三年）四七頁などがある。また、弁護士士の預り金口座の預金債権の帰属について判示した東京地判平成一四年三月一五日判時一七九九号一〇三頁の検討を行う西野敏雄「判批」ジュリ一三三六号（二〇〇二年）一二五頁、田原睦夫「弁護士士の依頼者からの預り金口

座の預金とその帰属」金法一六六二号（二〇〇二年）四頁、鶴藤倫道「判批」判評五三三二号（二〇〇三年）六頁、宮川不可止「弁護士士の預り金の専用預金口座の法的性格」金法一六七八号（二〇〇三年）四七頁も参照。

(62) [6] 判決の事案は、依頼者X<sub>1</sub>から受け取った委任費用などを保管するため、弁護士X<sub>2</sub>が開設した専用口座にかかる預金債権を、税務署長YがX<sub>1</sub>の滞納国税等の徴収のために差押えをしたので、X<sub>1</sub>らが差押えの取消し等を請求した。最高裁は原判決を破棄し、差押えを取り消した。

(63) これらの裁判例は、すべて同一の管理業者の破産に関わる事件であり、事案もほぼ同様である。マンション管理業者Aが破産し、銀行YがAへの貸金債権とA名義の管理費専用口座にかかる定期預金債権を相殺したので、Aの管財人XがYに対して定期預金債権の払戻しを請求した。また、管理組合であるZ<sub>1</sub>も、本件預金がZ<sub>1</sub>らに帰属するとして、独立当事者参加をした。

(64) [7] 判決の評釈として、平田健治「判批」判評四六四号（一九九七年）二九頁がある。また、[7] 判決および後述の[8][9] 判決を含めて、マンション管理費などの専用口座の預金者について検討を加えたものとして、新田敏「預金

者の認定に関する一考察―管理費剰余金等の管理会社主義の定期預金を中心にして―」杏林一六卷三号（二〇〇〇年）一―二三頁参照。

(65) 「(8)判決の評釈として、中舎寛樹「判批」金法一五五六号（一九九九年）七頁がある。

(66) たとえば、平田・前掲注(65)三一頁は、管理会社が預金名義などでは分別をしていながら、実際は自己資産として預金担保の設定を行うなどの背信行為を行っており、銀行はそれに荷担あるいは少なくとも黙認していることから、この背信行為のつけを区分所有者側に転嫁するのは酷ではないか、という。また、中舎・前掲注(66)八頁は、最終的な勝者は預金を担保としている銀行となり、取引の実情を知り抜いているはずの銀行がその主観的な事情の如何を問わず一方的に有利になるが、庶民感覚・法律論からして、あまりにも一方的で断定的な結論、法律構成であるという感を払拭できない、という。

(67) 「(9)判決の評釈として、田井雅巳「判批」銀法五七〇号（一九九九年）四八頁、太田知行「判批」判評四九五号（二〇〇〇年）一六頁、神谷高保「判批」ジュリ一三〇三三号（二〇〇一年）一三四頁などがある。また、道垣内弘人「最近信託法判例批評（九・完）」金法一六〇〇号（二〇〇一年）八一

頁以下は、(9)判決について信託法の観点から検討を加え、管理組合を預金者と認めることと、管理組合の信託財産であると認めることは、「オルターナティブ」であるという。

(68) 「(10)判決の評釈として、鎌野邦樹「判批」リマークス二五号（二〇〇二年）三四頁、中舎寛樹「判批」金法一六五二号（二〇〇二年）一一頁がある。

(69) 口座名義人が管理組合等であれば、管理者が管理組合等を預金者として示されていると考えられるから、預金債権は信託財産とならず、端的に管理組合などに帰属すると考えられる。

(70) 神谷・前掲注(68)一三六頁および天野・前掲注(2)「預金者の認定と信託法理（下）」三三頁は、信託構成に肯定的である。

それに対し、(9)判決および藤瀬裕司「マンション管理会社・管理組合の預金の帰属と実務上の留意点」金法一五五五号（一九九九年）四〇頁以下は信託構成に反対する。確かに、客観説に立った場合、区分所有者の管理費の振込みにより「財産権の移転」があったとは認定しにくい、主観説に立てば口座開設者・名義人である管理者に「財産権の移転」があったことができ、信託構成を採用できるのではないだろうか。



(71) その他の管理方法として、収納代行方式、支払一任代行方式なども存在する（マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律施行規則八七条三項五項）。これらの管理方法や実務の状況については、篠原みち子「マンシヨン管理組合預金の実務」金法一六八六号（二〇〇三年）五六頁以下参照。

(72) ただし、収納代行方式では、いったん管理者名義になることから問題が生じうる。

(73) 潮見・前掲注(2)「預金債権の帰属（下）」四四頁は、「本人確認法施行後に開設された預金口座については、定期預金・普通預金等のいかんを問わず、預金者確定ルールにつき、…預金契約固有のデフォルト・ルールとして口座名義重視の考え方（名義に注目して預入行為者を預金者とする考え方——口座名義人説——）へ方向転換することを指向してはどうであろうか」という。

（付記）

本稿は、平成一五年六月二一日に名古屋大学大学院法学研究科において開催された民事判例研究会での報告原稿に、加筆・修正をしたものである。

なお、本稿脱稿後、道垣内弘人「信託の設定または信託の存

在認定」道垣内弘人Ⅱ大村敦志Ⅱ滝沢昌彦編『信託取引と民法法理』（有斐閣、二〇〇三年）一頁、森田宏樹「普通預金の担保化・再論」同二九九頁に触れた。